

石川県公報

令和 7 年 9 月 9 日
第 13840 号（火曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 （長寿社会課）	1	○公金事務の委託 （ 同 ） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定 （ 同 ）	1	公 告
○救急病院の認定 （医療支援課）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 （経営支援課） 3
○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の 指定 （環境政策課）	2	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 （ 同 ） 14
○指定納付受託者の指定 （公園緑地課）	2	監 査 委 員
		○定期監査結果公表 15
		○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 22

告 示

石川県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和7年9月9日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1761591617	株式会社歩来	ホームケアステーション歩来 ～ Aruku ～ 羽咋郡志賀町高浜町ヤ13-5	令和7年 9月1日	訪問看護
1771301049	イオンリテール株式会社	イオンスマイル野々市店 野々市市白山町4-1 イオンタウ ン野々市	令和7年 9月1日	通所介護

石川県告示第304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
令和7年9月9日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定介護予防サービス 事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1761591617	株式会社歩来	ホームケアステーション歩来 ～ Aruku ～ 羽咋郡志賀町高浜町ヤ13-5	令和7年 9月1日	介護予防訪問看護

石川県告示第305号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定

した。

令和 7 年 9 月 9 日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独 立 行 政 法 人 国立病院機構石川病院	加賀市手塚町サ150番地	令和 7 年 9 月 7 日	令和 7 年 9 月 6 日

石川県告示第306号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

令和 7 年 9 月 9 日

石川県知事 馳 浩

1 形質変更時要届出区域

輪島市門前町本市式3番1の一部及びイ106番1の一部（別図のとおり）

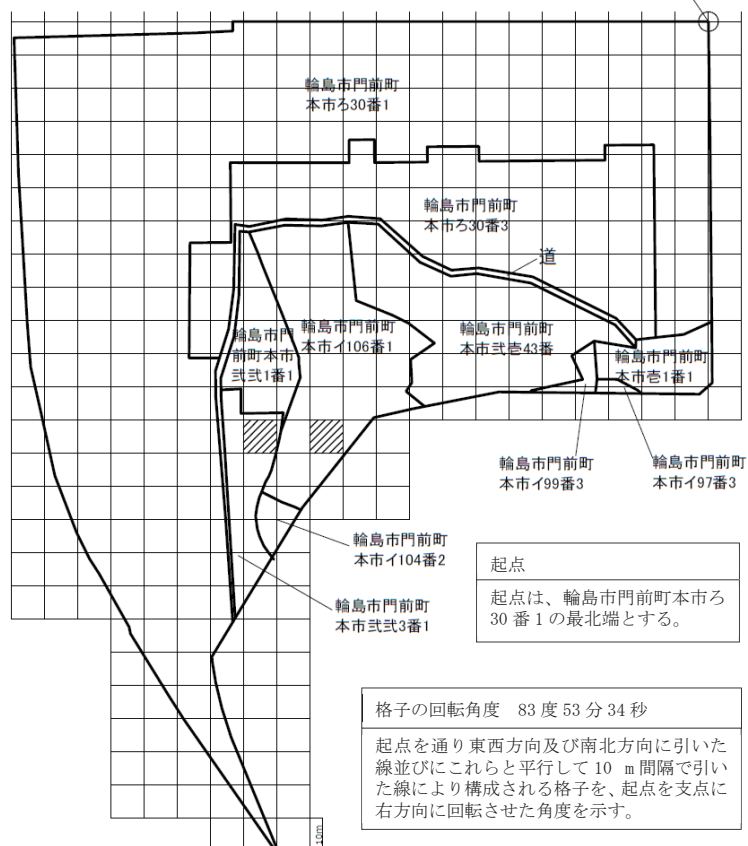
2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物



別 図

起点



指定区域

ふっ素及びその化合物

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、同項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 9 日

石川県知事 馳 浩

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社北國銀行
金沢市広岡2丁目12番6号
- 2 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
兼六園入園料（料金所券売機）
- 4 指定納付受託者の指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

石川県告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託した。

令和 7 年 9 月 9 日

石川県知事 馳 浩

指定公金事務 取扱者の名称	指定公金事務 取扱者の住所	指定公金事務取扱者に委託 した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱 者の指定をした日	公 金 事 務 の 委託をした日
北陸総合警備保障 株式会社	金沢市松島1丁目 4 1 番地	兼六園に係る物販代金徴収 事務	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和 7 年 9 月 9 日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アークスクエア御経塚
野々市市御経塚二丁目92 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) 野々市市御経塚SC
野々市市御経塚二丁目49番1 ほか
(変更後) アークスクエア御経塚
野々市市御経塚二丁目92 ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) アークランズ株式会社
代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
ほか 2 者

（変更後）アー克蘭ズ株式会社

代表取締役 佐藤 好文

新潟県三条市上須頃445番地

ほか 2 者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）アー克蘭ズ株式会社

代表取締役 坂本 晴彦

新潟県三条市上須頃445番地

ほか 2 者

（変更後）アー克蘭ズ株式会社

代表取締役 佐藤 好文

新潟県三条市上須頃445番地

ほか 2 者

3 変更の年月日

2(1) 令和 6 年 5 月 9 日

2(2)(3) 令和 7 年 3 月 1 日 アー克蘭ズ株式会社 代表取締役 佐藤 好文

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之

令和 7 年 4 月 1 日 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 佐野 財丈

4 変更する理由

2(1) 店舗名称の決定、また建物表題登記に準じた所在地とするため

2(2)(3) 設置者及び小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン加賀の里ショッピングセンター

加賀市上河崎町47番地 1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 8 者

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 5 者

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更する理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市産業振興部観光商工課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン小松店

小松市平面町ア69 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 14 者

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 7 者

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更する理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン野々市南店

野々市市上林四丁目747番地 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 1 者

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 1 者

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更する理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン金沢店

金沢市福久二丁目32番 ほか55筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
（変更後）イオンリテール株式会社
代表取締役 古澤 康之
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
ほか10者
（変更後）イオンリテール株式会社
代表取締役 古澤 康之
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
ほか 6 者
- 3 変更の年月日
令和 7 年 3 月 1 日
- 4 変更する理由
2(1) 設置者の代表者変更のため
2(2) 小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入替えによる退店及び出店のため
- 5 届出年月日
令和 7 年 8 月 27 日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和 8 年 1 月 9 日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン松任店
白山市平松102番地 1 ほか24筆
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
（変更後）イオンリテール株式会社
代表取締役 古澤 康之
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
ほか 9 者

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 9 者

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更する理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン杜の里ショッピングセンター

金沢市もりの里一丁目 70 番地 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 19 者

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 古澤 康之

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

ほか 16 者

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 1 日

4 変更する理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 27 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット金沢田上店・クスリのアオキ田上店

金沢市田上の里一丁目112番 外16筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イエローハット

代表取締役 木村 昭夫

東京都千代田区岩本町一丁目 7 番 4 号

ほか 1 者

（変更後）株式会社イエローハット

代表取締役 木村 昭夫

東京都大田区北千束一丁目 4 番 6 号

ほか 1 者

3 変更の年月日

令和 7 年 6 月 20 日

4 変更する理由

小売業者の所在地変更のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 28 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ金沢高柳店

金沢市高柳町ニ55番 1 外16筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目 9 番 25 号

3 変更の年月日

令和 6 年 9 月 18 日

4 変更する理由

所在地変更のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 28 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス明倫通り店

野々市市堀内四丁目 91 番地 外 54 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) リコーリース株式会社

代表取締役 中村 徳晴

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(変更後) リコーリース株式会社

代表取締役 中村 徳晴

東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社

代表取締役 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田三丁目 4 番地

ほか 2 者

(変更後) アルビス株式会社

代表取締役 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田三丁目 4 番地

ほか 2 者

3 変更の年月日

2(1) 令和 7 年 7 月 22 日

2(2) 令和 6 年 11 月 23 日

4 変更する理由

2(1) 住所変更のため

2(2) 小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 28 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウエルシア七尾和倉店・どんたく生鮮市場和倉店
七尾市石崎町ヨ 1ー2 の一部 ほか
 - 2 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）リコーリース株式会社
代表取締役 中村 徳晴
東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
（変更後）リコーリース株式会社
代表取締役 中村 徳晴
東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
 - 3 変更の年月日
令和 7 年 7 月 22 日
 - 4 変更する理由
住所変更のため
 - 5 届出年月日
令和 7 年 8 月 28 日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和 8 年 1 月 9 日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢大河端西複合施設
金沢市大河端西二丁目 31 他 16 筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）リコーリース株式会社
代表取締役 中村 徳晴
東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
（変更後）リコーリース株式会社
代表取締役 中村 徳晴
東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）ITXコミュニケーションズ株式会社
代表取締役 高田 泰司
神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号
ほか 4 者
（変更後）ITXコミュニケーションズ株式会社
代表取締役 高田 泰司
神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号

ほか 4 者

3 変更の年月日

2(1) 令和 7 年 7 月 22 日

2(2) 令和 7 年 8 月 1 日

4 変更する理由

2(1) 住所変更のため

2(2) 小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 28 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端複合店舗

金沢市大河端西一丁目 100 番 ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) リコーリース株式会社

代表取締役 中村 徳晴

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(変更後) リコーリース株式会社

代表取締役 中村 徳晴

東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町 2512 番地

ほか 1 者

(変更後) 株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町 2512 番地

ほか 1 者

3 変更の年月日

2(1) 令和 7 年 7 月 22 日

2(2) 令和 7 年 4 月 1 日

4 変更する理由

2(1) 住所変更のため

2(2) 小売業者の代表者変更のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 28 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ野々市

野々市市三納 1 丁目 77 外

2 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 橘 正喜

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

（変更後）三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 今枝 哲郎

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

3 変更の年月日

令和 7 年 6 月 25 日

4 変更する理由

代表者氏名変更のため

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 28 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 8 年 1 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西松屋金沢大桑店、シューズプラザ金沢大桑店、ザ・ダイソー金沢大桑店

金沢市大桑 3 丁目 66 番地 外 22 筆

2 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 橘 正喜

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

（変更後）三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 今枝 哲郎

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

3 変更の年月日

令和 7 年 6 月 25 日

4 変更する理由

代表者氏名変更のため

- 5 届出年月日
令和 7 年 8 月 28 日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
令和 7 年 9 月 9 日から令和 8 年 1 月 9 日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和 8 年 1 月 9 日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 9 日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
穴水ショッピングセンターパルス
鳳珠郡穴水町此木 1 字 2 番 他168筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和 7 年 3 月 14 日
- 3 市町の意見の概要
市町名 穴水町
意見の概要 特になし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和 7 年 9 月 9 日から同年10月 9 日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
穴水ショッピングセンターパルス
鳳珠郡穴水町此木 1 字 2 番 他168筆
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和 7 年 4 月 4 日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 穴水町
意見の概要 特になし
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
令和 7 年 9 月 9 日から同年10月 9 日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
穴水ショッピングセンターパルス
鳳珠郡穴水町此木 1 字 2 番 他168筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
公告日 令和 7 年 4 月 4 日
- 3 市町の意見の概要
市町名 穴水町
意見の概要 特になし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和 7 年 9 月 9 日から同年10月 9 日まで

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、令和 7 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 9 日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

- 1 監査の対象
地方自治法第199条第 1 項に規定する令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。
- 2 監査の着眼点（評価項目）
監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。
- 3 監査の実施内容
財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
- 4 監査の結果
財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の結果
教育委員会企画調整室	令和 7 年 7 月22日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
		スクールバス運行管理に係る予算を誤って減額補正し、不足分を別の科目

教育政策課	”	から支出していたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		財産事務において、建設用地の所有者と借受契約を締結していないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
教職員課	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
文化財課 金沢城調査研究所	”	契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
生涯学習課	”	収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
学校指導課	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
保健体育課	”	”
中央病院	”	収入事務において、保険診療費に係る請求金額を過大に調定し、修正処理を行っていたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
健康福祉部企画調整室	令和 7 年 7 月 23 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
厚生政策課	”	支出事務において、他所属で購入した消耗品代金を誤って支出したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
長寿社会課	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等

		は、おおむね適正に処理されていると認める。
障害保健福祉課	〃	支出事務において、消費税の課税対象となる事業を非課税と誤認し契約したことに伴い、受託者が負担した延滞税等相当額を補償金として支払っていたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
地域医療政策課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
医療支援課	〃	契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
健康推進課	〃	収入事務において、土地貸付料の調定金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
薬事衛生課	〃	支出事務において、物品購入費の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
少子化対策監室 いしかわ子ども交流センター	〃	支出事務において、物品購入費の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
危機管理部企画調整室	令和 7 年 7 月 25 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
危機対策課	〃	収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
消防保安課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

議会事務局総務課	〃	〃
生活環境部企画調整室	〃	〃
環境政策課	〃	〃
生活安全課 消費生活支援センター	〃	支出事務において、会計年度任用職員の勤務日数を誤り、支給漏れとなっていた時間外勤務手当を支払っているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
財政課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
秘書課	〃	〃
政策調整課	〃	〃
戦略広報課	〃	支出事務において、全国大会への参加費に係る前渡資金請求を失念しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
企画振興部企画調整室	令和 7 年 7 月 28 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
企画課	〃	〃
地域振興課	〃	財政的援助事務において、補助事業に要する経費の配分について、変更承認手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
交通政策課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
空港企画課	〃	〃
競馬事業局	〃	レース中にコースの走路照明が消灯し、騎手が落馬するなどの事故が発生した。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤っているものがあった。

		今後、このようなことがないように注意すること。 公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
出納室	令和 7 年 8 月 1 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
能登半島地震復旧・復興推進部企画調整室	〃	〃
創造的復興推進課	〃	〃
資源循環推進課	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。 契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
自然環境課	〃	収入事務において、行政財産貸付料について、調定金額を誤り、還付が遅延したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
女性活躍・県民協働課 女性センター	〃	財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
カーボンニュートラル推進課	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
監査委員事務局	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川農林総合事務所	令和 7 年 8 月 6 日	〃
商工労働部企画調整室	令和 7 年 8 月 18 日	〃
産業政策課	〃	財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。 業務委託に係る契約事務において、契約金額の積算根拠が不明確なものが

		あった。 今後、このようなことがないように注意すること。
産業立地課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
経営支援課 計量検定所	〃	支出事務において、複数回にわたる立入検査に係る前渡資金をまとめて支出しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
警察本部	〃	収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		職員の寒冷地手当等を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		職員の特殊勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		職員の特殊勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		職員の児童手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		職員の時間外勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		公舎の駐車場貸与料を過大に徴収し、返納していたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
文化観光スポーツ部企画調整室	令和 7 年 8 月 19 日	
文化振興課	〃	〃

観光戦略課	〃	財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
		財産事務において、新規の商標登録を含む出願手続きに時間を要したことから、既存の商標権が一時消滅したものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
国際観光課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
国際交流課	〃	〃
土木部企画調整室	令和 7 年 8 月 22 日	〃
監理課	〃	工事事務において、積算における単価の適用を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
港湾課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
（港湾課）港湾土地造成事業	〃	〃
建築住宅課	〃	収入事務において、県営住宅家賃を過大に徴収しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		収入事務において、県営住宅家賃を過小に徴収しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
道路建設課	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
		道路上に倒れていた雑木により、通行車両が破損する事故が発生していた。

道路整備課	”	今後、このようなことがないように注意すること。
		道路上の舗装剥離箇所の段差により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように注意すること。
河川課 大聖寺川ダム統合管理事務所 赤瀬ダム管理事務所 犀川ダム管理事務所 内川ダム管理事務所	”	支出事務において、修理代金を二重払いしているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
砂防課	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
都市計画課	”	”
（都市計画課）流域下水道事業	”	”
水道企業課	”	”
（水道企業課）水道用水供給事業	”	”
公園緑地課	”	”

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 9 日

石川県監査委員 平 蔵 豊 志
同 谷 内 律 夫
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

（別 紙）

教 政 第 846 号
令和 7 年 8 月 8 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 6 月 27 日付け石監査第121号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員の通勤手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	奥能登教育事務所	通勤手当に限らず、小中学校教職員等の各種手当の認定（変更）を教育事務所で行った際は、認定簿の写しを学校に送付し、給与システム入力を担当する学校事務担当者に周知するとともに、給与支給前の仮計算時においても、事務所内での二重のチェックを含め、学校及び事務所の双方が再確認してミスの防止に努めることとする。また、学校事務職員が行う職員研修会

		等の機会も活用し、事務所から間違いやすい事例の紹介や注意点の説明等をきめ細やかに行うなど、指導の充実・強化を図ることとする。
--	--	--

教 政 第 846 号
令和7年8月8日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和7年6月27日付け石監査第121号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員の日額特殊勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	奥能登教育事務所	特殊勤務手当の実績報告があった場合は、実績報告内容と給与システムの入力状況を学校及び教育事務所の双方が精査するとともに、給与の支給前の仮計算時においても、事務所内での二重のチェックを含め、学校及び事務所の双方が再確認してミスの防止に努めることとする。また、学校事務職員が行う職員研修会等の機会も活用し、事務所から間違いやすい事例の紹介や注意点の説明等をきめ細やかに行うなど、指導の充実・強化を図ることとする。

教 政 第 846 号
令和7年8月8日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和7年6月27日付け石監査第121号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
職員の日額特殊勤務手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	奥能登教育事務所	特殊勤務手当の実績報告があった場合は、実績報告内容と給与システムの入力状況を学校及び教育事務所の双方が精査するとともに、給与の支給前の仮計算時においても、事務所内での二重のチェックを含め、学校及び事務所の双方が再確認してミスの防止に努めることとする。また、学校事務職員が行う職員研修会等の機会も活用し、事務所から間違いやすい事例の紹介や注意点の説明等をきめ細やかに行うなど、指導の充実・強化を図ることとする。

自 民 第 24 号
令和7年7月10日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年6月27日付け石監査第121号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自

治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
賃借料の支出事務において、支出負担行為何を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること	白山ろく民俗資料館	今後、このようなことのないよう、賃貸借契約を締結する案件について一覧表を作成の上、事務の進捗状況を適宜確認することにより再発防止に努めるよう指導を行った。

自 民 第 24 号
令和 7 年 7 月 10 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 6 月 27 日 付け石監査第 121 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
委託料の支出事務において、支出負担行為何を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	白山ろく民俗資料館	今後、このようなことのないよう、委託契約を締結する案件について一覧表を作成の上、事務の進捗状況を適宜確認することにより再発防止に努めるよう指導を行った。

自 民 第 24 号
令和 7 年 7 月 10 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 6 月 27 日 付け石監査第 121 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、処分物品の不用決定並びに廃棄何を作成していないものがあった。 今後、このようなことのないよう十分注意すること。	白山ろく民俗資料館	今後は物品管理事務マニュアルを確認し、不明な点は管財課に確認しながら適正な事務処理に努めるよう指導を行った。

自 民 第 24－2 号
令和 7 年 7 月 10 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 6 月 27 日 付け石監査第 121 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
歳入歳出外現金の取扱事務において、払出金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	白山ろく民俗資料館	今後、このようなことのないよう、適正な事務処理を行うとともに、職員相互のチェック機能を万全にするよう指導を行った。

石 公 委 第 111 号
令和 7 年 7 月 25 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 7 年 6 月 27 日 付け石監査第 121 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
許可申請手数料の収入事務において、誤った金額を徴収しているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	金沢中警察署	関係法令等に関し、改めて窓口担当者に周知を行うほか、複数人によるチェック機能を強化し、再発防止に努めます。

石 公 委 第 112 号
令和 7 年 7 月 25 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 7 年 6 月 27 日 付け石監査第 121 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
旅費の支出事務において、欠席した委員分の旅費を誤って支出したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	大聖寺警察署	旅費の支出に当たっては、会議の出欠状況等について、担当者を含めた複数人による確認を行うこととし、チェック機能を強化して再発防止に努めます。

生 振 第 631 号
令和 7 年 8 月 6 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日 付け石監査第 193 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
補助金交付事務において、補助金を過大に交付し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	生産振興課	補助金交付要綱・要領に照らし、補助金の計算が正しくされているかを事業担当、グループリーダー及び庶務担当者など複数人で確認することを徹底する。

森 管 第 1138 号
令和 7 年 8 月 8 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第 193 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、職員が立替払いした研修会の負担金を精算するため、資金前渡払いを行ったところ、口座からの引き出しが遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	森林管理課	研修負担金の前渡資金請求について、職員に適正な事務手続きを周知徹底する。 また、支出命令票の作成時に支払担当者と予算担当者で支払予定日を共有し、支払当日に通帳からの払出しを行ったかを確認する。

森管第 1138-2 号
令和 7 年 8 月 8 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第 193 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、県行造林契約における地上権存続期間の延長にあたって、土地所有者との合意内容を書面にしていなかった。 今後、このようなことがないように注意すること。	森林管理課	契約期間に空白が生じないように、担当者会議などを通じて、契約期間、契約事項の遵守、必要手続きについて、再度周知を図る。 出先事務所での作業状況について森林管理課への状況報告を定期に求め、手続きに遅延が生じないように管理する。 また、契約期間内に必要な手続きが完了しない箇所については、「協議記録」、「覚書」などを作成し、土地所有者との合意内容を書面として残す。

森管第 1138-3 号
令和 7 年 8 月 8 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第 193 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	森林管理課	今後、立木の譲渡や地上権が消滅した際には、速やかに公有財産台帳への記載を行う等必要な手続きを行うこととする。

水 第 1608 号
令和 7 年 8 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第 193 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
国に対する交付金申請事務において、経費を 2 重に計上し、過大に交付金を受けたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	水産課	補助要綱等関係例規の確認・職員への周知を十分に行うとともに、申請及び実績報告にあたっては、補助対象経費に誤り等がないか複数の職員で確認を行い、不適正な事務処理の防止に万全を期すこととする。

